

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 4 5 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和元年 11 月 28 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の対象

大島支所地域振興課

第 2 監査の期間

令和元年 10 月 17 日（木）、18 日（金）

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 29 年度及び平成 30 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
 - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成29年度及び平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。指導事項等は次のとおりである。

【指導事項】

1. 契約事務について

予定価格が、契約規則第23条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合は、予定価格調書を作成することとなっているが、作成していない事例や見積書の徴取を省略して契約している事例が見受けられたので、関係法規に基づき適正な事務執行に努められたい。

2. 平戸市再生可能エネルギー活用離島活性化基金事業補助金について

実績報告において、収支精算書に支払いを確認できる領収書の写し等が添付されていないものがあった。また、未来創造文化振興事業補助金など他の補助制度と併用できることとなっているが、他の補助金の額を確認できる書類が添付されていない事例が見られた。これは、同補助金の交付要綱に、実績報告書に添付すべき書類について明確に規定されていないことが要因であると考えられるので、要綱の整備に努められたい。

【意見】

1. クリーンセンターし尿貯留槽設置工事について

当該施設は地上設置型として屋外対応としているが、動力制御盤、脱臭装置や吊上装置等については、メンテナンスが困難にならないよう塩害、直射日光を遮る方法を検討されたい。

第6 むすび

大島地区においては、平成31年4月1日現在、人口1,052人、高齢化率48%

と過疎高齢化が進行している。これまで、平成 17 年度における第二フェリー大島の就航、平成 19 年度の常備消防の設置、平成 29 年度には支所・公民館の建替え、平成 30 年度には新フェリー大島の就航など島民の生活に欠かすことが出来ないライフラインの整備がなされ、本年度から大島診療所の建替えに着手している。また、大島地区特有のCATV管理運営事業やいさりびの里（漁火館）管理運営業務、複数基の民間風力発電の設置による土地の有効利用も推進されている。こうしたことから、大島支所においては、住民福祉の充実をはじめとして住民生活の利便性や生活環境の保全の面からも、人口減少の状況にあっても一定の業務量があり、引き続き行政機能の果たすべき役割は大きいと思われる。

一方で、直近の課題として、支所の事務職員 11 人中（交通船事務職員 2 名含む）、在職年数が 35 年以上の者が 7 人おり、数年以内に定年退職が予定されることから、今後、地域の実状を把握している職員の配置が困難になると思われる。さらに、保育士の確保が困難なことから本年 10 月現在で 3 名の待機児童が生じている現状がある。これらのことは、離島という地理的条件が大きな要因と考えられる。

今後は、これらの課題等を踏まえながら、地域振興、住民福祉の向上のため、地域の特色を生かした住民協働の行政運営に努められるよう希望します。

＜参考＞指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。